



競争の番人來たる！！

# 公正取引委員会職員との フリートーク in 和歌山

公正取引委員会は、11月30日(水)、和歌山市において「1日公正取引委員会」を開催し、各種イベントを行うこととしています。

その一環として、公正取引委員会や国家公務員の業務に興味のある学生を対象に、公正取引委員会の若手職員とフリートークを行うことができる場を設けることとしました。

国家公務員の業務や、普段あまり縁がない公正取引委員会の業務について公正取引委員会の若手職員と気軽に語ることができる貴重な機会です。仕事のやりがい、職場の雰囲気などなんでもお聞きください。皆様の御参加をお待ちしております！

1. 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 多目的室  
(和歌山市北出島1丁目5-47 和歌山県勤労福祉会館)
2. 日時 11月30日(水)16時30分～18時00分頃 ※途中入退室自由、服装自由
3. 内容 公正取引委員会の業務、国家公務員の業務の紹介  
若手職員を囲んでフリートーク ほか
4. 定員 30名程度  
(参加者多数の場合、先着順とさせていただきます。)
5. 申し込み 下記 QR コード先の web サイトを御参照ください。



申込フォーム

[https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply\\_infos/insert](https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert)



会場地図

[www.plaza-hope.com/access/](http://www.plaza-hope.com/access/)

## 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課  
電話 06-6941-2173 (直通)

HP [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html)



## 中立性と専門性を有する独立した機関



私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、低価格化などによって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。ところが、ある事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテルなどを行うことにより、市場の競争を制限・阻害することも少なくありません。

そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法（正式名称:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」です。私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引方法などを禁止しており、国民経済の民主的で健全な発達、及び消費者の利益を確保することを目的に、公正かつ自由な競争を促進しています。